## <研究目的>

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。国は市町村からの申し出を受けて、特に価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定している。

「「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物 群及びこれと一体をなしてその価値を形成している 環境を保存するため、(中略) 市町村が定める地区を いう。」(文化財保護法 第九章 第百四十二条より)、 「国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための 当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一 体をなす環境を保存するため特に必要と認められる 物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行 う措置について、その経費の一部を補助することがで きる。」(同上 第百四十六条より)、保存地区には「伝 統的建造物群と一体をなす環境」も含めて保存し、「管 理、修理、修景又は復旧」することが求められている。 ここでの環境とは、「これと景観上密接な関係にある 樹木、庭園、池、水路、石垣等を環境物件として特定 します」(「歴史を活かしたまちづくり」文化庁2014年 より)とあるように、重要伝統的建造物群保存地区に とっては重要な要素である。

本研究は、四国地方の8地区と北九州地方の3地区を中心に、建造物の影に隠れて着目されることの少ない環境物件が、どのような状況にあるのかを調査し、明らかにすることを目的とした。

## <研究方法>

調査は以下の11地区について行った。

- ① 徳島県美馬市脇町南町(商家町)
- ② 徳島県三好市東祖谷山村落合(山村集落)
- ③ 徳島県牟岐町出羽島(漁村集落)
- ④ 香川県丸亀市塩飽本島町笠島(港町)
- ⑤ 愛媛県西予市宇和町卯之町(在郷町)
- ⑥ 愛媛県内子町八日市護国(製蝋町)
- ⑦ 高知県室戸市吉良川町(在郷町)
- ⑧ 高知県安芸市土居廓中(武家町)
- ⑨ 福岡県八女市八女福島(商家町)
- ⑩ 福岡県八女市黒木(在郷町)
- ① 福岡県朝倉市秋月(城下町)

研究の最初として各地区の文化財課などに問い合わせて保存計画書を収集し、次に現地調査を行った。 <分類について>

各地区の保存計画書を分析してみると、指定する物を大きく伝統的建造物と環境物件に分け、さらに伝統的建造物を建築物と工作物に分けている場合が多かった。地区によっては環境物件ではなく必要物件と呼ぶ場合もあった。呼び方は違っているが、各地区とも3つ(建築物、工作物、環境物件)に分類している。しかし振り分けは各市町村に委ねられているため、石垣など工作物と環境物件の振り分けが地区によって多少のばらつきが認められた。

## <調査結果>(各地区の特徴)

- ① 美馬市脇町南町(商家町):65 件の環境物件の9 割が石垣や石段で、築かれた頃の商人の財力が注ぎ込まれた姿が残されている。
- ② 三好市東祖谷山村落合(山村集落):山間の急傾斜の村には、宅地を造成したり段々畑を造る為に阿波青石を使って石垣が造られ、100ヵ所以上が保存物件として指定されている。また急斜面に生活道として築かれ、今では使われなくなった細い里道が3km以上にわたり指定されている。
- ③ 牟岐町出羽島(漁村集落):人口 95 人(2016 年)で車のない小さな島の入江に漁村集落がある。入江の集落を貫くような主要道路(幅 3m程度)から直角に外の海、または入江へ抜ける路地をアワエと呼び、アワエそのものを環境物件としているところに特徴がみられた。
- ④ 丸亀市塩飽本島町笠島(港町):小さな漁港に共同の井戸が点在している。水道のない時代、各家庭の井戸には塩分が含まれていたため、飲み水などは共同の水筋のよい井戸を使っていた。その井戸が環境物件としての特徴を示していた。
- ⑤ 西予市宇和町卯之町 (在郷町): 樹木が多く指定されているが、その中でも 12 本のカイヅカイブキの高木が圧倒的であった。また桝形の存在も大きなものであった。
- ⑥ 内子町八日市護国(製蝋町):大きな商家の残る保存地区には石垣も多く指定されているが、環境物件の半数以上である 22 本の石積溝が特徴であった。製蝋やその商いで財を成した町の力が溝にまで及んでいたのである。
- ⑦ 室戸市吉良川町 (在郷町): 鯨や鰹の漁で栄えた太 平洋に面した町であり、強風対策として「いしぐ ろ」と呼ばれている石の塀が各敷地の周りに廻ら されており、環境物件の特徴をなしていた。
- ⑧ 安芸市土居廓中(武家町):城下の旧武家屋敷の周りには、背丈ほどの笹の生垣が廻らされ、その足元の石溝も保存物件であり、それらが保存地区内を特徴付けている。
- ⑨ 八女市八女福島 (商家町): 広い保存地区内には大きな樹木が 110 本指定され、また 130 本もの水路の玉石の護岸が保存物件の特徴となっていた。
- ⑩ 八女市黒木(在郷町):多くの樹木や庭園の指定に 並び、他の地区では見られなかった屋敷畑の指定 が多く見られた。
- ① 朝倉市秋月(城下町):現在棚田になっている所は、 もともとは武家の屋敷地であった。廻らされてい る石垣は、昔立派な塀の基礎であったため、しっ かりとした立派な石垣であり、城下町として栄え ていた往時を物語っている。

過年度の近畿地方、中国地方に続きデータを収集する ことが出来、比較することによる特徴が見えてきた。